

(参考4) 株式異動状況明細書 (投資家向け)

投資家住所 東京都〇〇区〇〇△-△-△

投資家名 〇〇 〇〇 殿

株式異動状況明細書

異動年月日	異動事由	増減株式数	一株単価	払込金額	所有株式数	備考
令和〇年〇月〇日	払込みによる取得	〇〇株増	〇〇円	〇〇円	〇〇株	

令和 〇年 〇月 〇日

会社所在地 〇〇県〇〇市〇〇△-△-△

会社名 株式会社〇〇〇〇

担当者連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 株式投資契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が発行する第1種類株式の取得について以下の通り、株式投資契約を締結する。

### 第1条（発行株式総数及び払込金額）

甲により発行される株式は1株あたり〇〇万円、総数〇〇株とし、払込金額は〇〇〇万円とする。

### 第2条（取得株式数、取得価額及び取得価額の総額）

乙が取得する株式数は〇〇株とし、取得価額の総額は〇〇〇万円とする。

### 第3条（株式払込方法及び払込期日）

甲により発行される株式の払込方法は銀行振込とし、払込期日は〇〇〇〇年〇月〇日とする。

### 第4条（乙が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（乙が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。ただし、乙が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

### 第5条（甲が乙に対し約束する事項）

1. 第4条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類）を作成し、乙に交付すること。
2. 第2基準日（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。
3. 乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。
4. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第12条に規定する手続）を行い、規則第11条第5項に規定する確認書を乙に交付すること。
5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
6. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。
  - 一 清算の終了又は特別清算の終了があったとき。
  - 二 破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。
  - 三 発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品

取引所に上場又は同法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

7. 1. から 6. までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 3 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

本契約書の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

所在地 ○○県○○市○○△-△-△

商号 株式会社○○○○

代表者 代表取締役○○ ○○

乙

住所 東京都○○区○○△-△-△

氏名 ○○ ○○

(参考5) 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類 (エンジェル投資の場合)

【令和5年4月1日以降の株式取得用】

投資家住所 東京都〇〇区〇〇△-△-△

投資家名 〇〇 〇〇 殿

租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号及び第19条の11第8項第2号に規定する確認をした旨を証する書類

貴殿は、基準日( 年 月 日)において租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号まで、第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。

なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。

年 月 日

会社所在地 〇〇県〇〇市〇〇△-△-△

会社名 株式会社〇〇〇〇

注: 優遇措置Bのみが適用される企業にあつては、文書中「及び同規則第19条の11第8項第2号」、「同令第26条の28の3第1項第1号から第7号まで」、「又は第41条の19」の部分の記載は不要です。

(参考1) 租税特別措置法施行令第25条の12第1項

**第1号** 法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式(以下この条及び第二十五条の十二の三において「特定株式」という。)を払込み(同項に規定する払込みをいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。)により取得(法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社(法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び第二十五条の十二の三において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第2号** 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)

**第3号** 特定事業主であつた者の親族

**第4号** 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第5号** 特定事業主であつた者の使用人

**第6号** 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第7号** 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(参考2) 租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項

**第1号** 法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式(以下この条において「特定新規株式」という。)を払込み(同項に規定する払込みをいう。第三項を除き、以下この条において同じ。)により取得(法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。第三項を除き、以下この条において同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第2号** 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)

**第3号** 特定事業主であつた者の親族

**第4号** 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第5号** 特定事業主であつた者の使用人

**第6号** 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第7号** 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

確認書

令和 年 月 日

会社所在地 会社名 役職・代表者の氏名 代表取締役 殿

知事

令和 年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第7条の規定に基づき確認します。

記

- 1 中小企業等経営強化法施行規則 (以下「規則」という。) 第8条第5号 及び 第6号 に該当すること
2 個人の氏名及び住所
3 取得株式数 株
4 払込金額 1株 円
5 払込金額の総額 円
6 基準日 令和 年 月 日
7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること